

回覧※重要なお知らせです。医師国保加入者（従業員含む）皆様に回覧願います。

栃木県医師国保組合加入の皆様へ

令和4年4月

令和4年度保険料を改定します

～ 令和4年4月分（令和4年5月口座引去り分）から改定 ～

本組合の令和4年度保険料は、加入者皆様の医療費の増加が見込まれ、改定することになりました。医療費の増加は保険料の増加につながります。引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和4年度保険料区分別明細】

一人あたり月額：円

区分	①医療給付費分保険料	②後期高齢者支援金分保険料	③介護納付金分保険料 (40歳～64歳)	④後期高齢者組合員分保険料 (75歳以上)	一人あたり合計月額		
					40歳未満 および65歳～74歳 (①+②)	40歳～64歳 (①+②+③)	75歳以上 (④)
第1種組合員 (医師)	40,000 (33,400)	7,000	4,800 (4,500)	—	47,000 (40,400)	51,800 (44,900)	—
第2種組合員 (従業員)	12,000 (11,400)	3,500		—	15,500 (14,900)	20,300 (19,400)	—
第1・2種組合員の家族	5,500	2,400		—	7,900	12,700 (12,400)	—
後期高齢者組合員(医師)	—	—	—	3,000	—	—	3,000

注1. ()内は令和4年3月分（令和4年4月口座引去り分）までの保険料

注2. 令和4年度からの世帯ごとの月額上限額は77,000円

《 保険料のご案内とお知らせ 》

- ① 第1種組合員とその家族の合計保険料は第1種組合員（医師:事業主）の指定口座より毎月23日頃（令和4年4月分は5月に、5月分は6月に）引去ります。第2種組合員（従業員）も医師国保に加入している場合は、第2種組合員とその家族分の保険料を第1種組合員世帯と合計して引去ります。
- ② 令和4年度の保険料決定通知書は、4月末日現在の加入者様宛て5月にお送りします。
- ③ 保険料は、一人あたり均等割月額保険料のため、賞与等で収入増の場合でも、産前・産後・育児休業等で収入減の場合でも上記の月額となります。
- ④ 「自家診療レセプト請求の自粛をお願いします。これは、医師国保組合加入者が所属する事業所で診療（院内・院外処方薬剤含む）した医師国保組合加入者のレセプト請求を自粛していただくものです。

【お問い合わせ先】 栃木県医師国民健康保険組合
〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森4階
TEL：028-622-4378 FAX：028-625-9703